



「一時帰休」について問う!

会社は、令和3年1月22日、「一時帰休の実施に伴う1月分の勤務変更方及び2月の勤務指定について」なる題名の掲示を出しました。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴い、列車の運転計画の変更等により一時的に業務量が減少すること等から一時帰休を1月25日から2月28日まで実施するというものです。

「一時帰休」とは、業務量の減少に等により、従業員を会社が一時的に休業をさせることをいいます。

しかし、掲示では「業務上の必要がある場合は、指定した休業日を勤務日に変更することがあり、その場合、休業開始時刻前に休業の指定を解除し、別の勤務を命じることとする(9:00以降は呼び出しを行わない)」、「賃金が支給されることをふまえ、自らの業務の幅を広げたり知識を深めたりするための資格取得の学習等の自己啓発に充てるなど、有意義な過ごし方となるよう努めてもらいたい。」となっています。

「休業日を勤務日に変更」とあるが連絡のある9時までは待機なのか？ 9時までならいつでも勤務日に変更を命じられるのか？

「また、賃金が支給されることをふまえ、資格取得の学習等の自己啓発に充てるように努める」ともなっています。

これは本部・本社間の締結内容と違います!

JR東海労本部・本社間の「休業協定書」の締結には下記のことを確認しています。

本部・本社間の締結内容

- ※ 一時帰休の勤務認証は『休業』である。
- ※ 労働の義務はない。 ※ 一時帰休での教育訓練は無い。
- ※ 非常呼び出しに応じるか、応じないかは任意である。

東海労は社員が安心して働ける職場環境実現に向けて積極的に取り組んでいきます!